

(趣旨)

第1条 この内規は、薬学部附属薬用植物園規程第5条第2項の規定に基づき、薬用植物園運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 園長
- (2) 薬学部教授会から選出された教授 2名
- (3) 薬学部教授会から選出された准教授又は講師 2名
- (4) 教務企画課長

2 前項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 薬用植物園の管理運営の方針に関する事項
- (2) 薬用植物園の年間事業計画に関する事項
- (3) その他薬用植物園に関する事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第2号に定める委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。

4 委員長は、必要と認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(事務の所管)

第6条 薬用植物園及び委員会の事務は、教務企画課が所管する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、薬学部教授会の議を経て、評議会が決定する。

附 則

この内規は、昭和61年11月20日から施行する。

附 則

この内規は、昭和63年4月22日から施行する。

附 則

この内規は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年10月1日から施行する。